

令和3年12月1日

お客様各位

丸八信用組合

## 定期積金規定改定のお知らせ

令和4年1月1日から、下記のとおり定期積金規定の改定を行いますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 改定となる規定

定期積金規定【令和2年3月以前契約分(証書発行分)】

定期積金規定【令和2年4月以降契約分(証書不発行分)】

定期積金規定【令和3年4月以降契約分】

#### 2 規定改定日

令和4年1月1日(土)

#### 3 主な改定内容

定期積金の満期到来口座について、約定どおりに払込みが行われなかった場合の取扱いを明記しました。

※定期積金規定の改定部分は、参考「新旧対照表」をご確認ください。

令和2年4月以降は、当組合のホームページにて最新の「預金規定」を確認していただくことができるため、「預金規定(紙ベース)」の窓口での配付は終了いたしましたので、ご了承下さい。

(参考)

## 新旧対照表

### 定期積金規定【令和2年3月以前契約分(証書発行分)】(抜すい)

改定前	改定後
<p>6. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>(新設)</p> <p>① 当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするとき及び第10条第2項又は第3項により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p>② (略)</p>	<p>6. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>① <u>この積金の契約期間中に掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</u></p> <p>② 当組合がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするとき及び第10条第2項又は第3項により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p>③ (略)</p>
<p>10. (解約等)</p> <p>(新設)</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>10. (解約等)</p> <p>(1) <u>この積金は、当組合がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2)~(5) (略)</p>

### 定期積金規定【令和2年4月以降契約分(証書不発行分)】(抜すい)

改定前	改定後
<p>6. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、</p>	<p>6. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、</p>

<p>この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 (新設)</p> <p>① 当組合が<u>やむをえないもの</u>と認めて満期日前の解約をするとき及び第10条第2項又は第3項により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p>② (略)</p>	<p>この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>① <u>この積金の契約期間中に掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</u></p> <p>② 当組合が<u>やむを得ないもの</u>と認めて満期日前の解約をするとき及び第10条第2項又は第3項により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p>③ (略)</p>
<p>10. (解約等) (新設)</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>10. (解約等)</p> <p>(1) <u>この積金は、当組合がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2)~(5) (略)</p>

定期積金規定【令和3年4月以降契約分】(抜すい)

改定前	改定後
<p>7. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 (新設)</p> <p>① 当組合が<u>やむをえないもの</u>と認めて満期日前の解約をするとき及び第10条第2項又は第3項により解約</p>	<p>7. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>① <u>この積金の契約期間中に掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</u></p> <p>② 当組合が<u>やむを得ないもの</u>と認めて満期日前の解約をするとき及び第11条第2項又は第3項により解約</p>

<p>するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p><u>②</u> (略)</p>	<p>するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p><u>③</u> (略)</p>
<p>1 1. (解約等) (新設)</p> <p><u>(1)~(4)</u> (略)</p>	<p>1 1. (解約等)</p> <p><u>(1) この積金は、当組合がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2)~(5)</u> (略)</p>

以上